

帯広市農業センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市農業センター条例（昭和55年条例第41号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 帯広市農業センター（以下「農業センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により農業センターの使用許可を受けようとする者は、農業センター使用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、当該各号に掲げる使用の区分に応じ、使用の日の属する月を含め、当該各号に定める時点から受け付けるものとする。

(1) 販売行為等の営利目的による使用の場合 3か月前

(2) 前号に掲げる場合以外の使用の場合 4か月前

3 前項第1号の販売行為等の営利目的による使用の場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 商品の宣伝、展示会若しくは販売又はサービスの提供を行う場合

(2) 1回当たり1人につき2,000円を超える入場料等を徴収して講座、教室、講演会、セミナー等を開催する場合

(許可書の交付)

第4条 市長は、農業センターの使用を許可したときは、農業センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。

(使用内容)

第5条 前条に規定する使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）で、当該許可に係る内容を変更しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用期間の制限)

第6条 農業センターの使用期間は、引続き5日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(不許可の通知)

第7条 条例第5条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(係員の立入)

第8条 市長は、農業センターの管理に必要があると認めるときは、当該使用場所に係員を立ち入らせることができる。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 使用許可を受けた設備以外を使用しないこと。

(3) 許可なく農業センター（敷地内を含む。）で物品の配布、販売若しくは飲食物の提供又は金品の募金、寄附等の行為をしないこと。

(4) 許可なく広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。

(5) 火気の取扱いに十分留意すること。

(6) 使用時間を厳守すること。

(7) 使用後は係員の点検を受けること。

(8) その他係員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第10条 入館者（敷地内に立ち入る者を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (2) 館内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定場所以外に出入りしないこと。
- (5) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(入館者の規制)

第11条 市長は、明らかに館内の秩序を乱すおそれがあると認めたと者については、入館を拒否することができる。

(損害賠償)

第12条 条例第8条に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に見合う額

(暖房費の負担)

第13条 暖房を使用する場合、その費用は、使用者が負担するものとする。

(職員)

第14条 農業センターに館長その他必要な職員を置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(帯広市清川農業センター条例施行規則の廃止)
- 2 帯広市清川農業センター条例施行規則(昭和50年規則第52号)は、廃止する。  
(帯広市広野農業担い手センター条例施行規則の廃止)
- 3 帯広市広野農業担い手センター条例施行規則(昭和53年規則第70号)は、廃止する。

附 則(平成7年12月29日規則第61号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成26年4月30日規則第25号)

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成26年4月30日規則第25号)

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則24号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

農業センター使用許可申請書

年 月 日

帯広市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
団体名  
責任者  
連絡先

次のとおり農業センターを使用したいので申請します。

記

使用農業センター名	
使 用 目 的	<p>※どちらかにチェックをお願い致します</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第3条第3項各号に該当しない使用</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第3条第3項各号に該当する販売行為等の営利目的による使用</p> <p>※使用目的の詳細をご記入ください</p>
使 用 日 時	年 月 日 ( 曜日) 午 前 後 時～午 前 後 時
使 用 室 名	
参 集 人 員	名
使用物件及び数量	
搬 入 物 件	
<p>次のいずれにも該当しないことを誓約し、違反が認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議なく応じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある使用</li> <li>2 施設及びその備付物件を損傷又は滅失するおそれがある使用</li> <li>3 施設の管理運営上適当と認めがたい使用</li> <li>4 上記の使用目的と異なる使用</li> <li>5 帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者</li> </ol>	

農業センター使用許可書

年 月 日

殿

帯広市長

月 日申請のあったこのことについて、次のとおり許可します。

記

使用農業センター名	
使用目的	
使用日時	年 月 日 ( 曜日) 午 <sup>前</sup> 後 時~午 <sup>前</sup> 後 時
使用室名	
使用物件及び数量	

(注) 許可条件

- 1 使用に当たっては、管理人の指示に従うこと。
- 2 火気の使用については、十分留意すること。
- 3 使用後の物件格納、戸締、残火の始末、消灯、室内清掃は必ず行うこと。